平成２７年度香川県動物愛護推進懇談会　議事録

****
○日　　時：平成２８年２月２２日（月）午前１０時開始

○場　　所：香川県庁　本館１２階　第１・第２会議室
（香川県高松市番町四丁目１番１０号）

○出席委員：中山委員（懇談会会長）、荒岡委員、香川委員、尾崎委員、保田委員、板坂委員、
奥平委員、森末委員、鶴岡委員

○欠席委員：大林委員、長尾委員、福家委員

○議　　題：（１）　会長の選任について
（２）　香川県動物愛護管理推進計画の平成２７年度実施状況等について

○報告事項：香川県・高松市動物愛護センター（仮称）基本計画（案）について

○一般傍聴者：２名

○報道関係者：３社
****

（事務局）
　定刻となりましたので、ただいまから「香川県動物愛護推進懇談会」を開催いたします。
　当懇談会は、委員の任期が２年となっておりまして、昨年の６月末で任期が満了になり、７月１日から新たに委嘱させていただいております。また、本日の懇談会には、動物愛護管理行政に係わる、高松市保健所を含めた、各保健所の担当者も同席させていただいておりますので、どうかよろしくお願いいたします。
　それでは、まず、開会にあたりまして、香川県健康福祉部長・野本より、ご挨拶を申し上げます。

（野本 健康福祉部長）
　おはようございます。本日は、皆様方にはご多用のところ、本懇談会に出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。また、平素から動物の愛護管理に関しまして、格別の御指導、御理解賜っておりまして、重ねて御礼申し上げます。
　さて、ご存知のとおり、本県におきます犬や猫の引取り数及び殺処分数は、全国ワースト上位に位置しており、殺処分数を減少させることが課題となっているところでございます。
　本県では、このような状況を踏まえまして、動物を飼っている人だけでなく、動物を飼っていない、あるいは関心のない方にも、動物愛護について正しくご理解をいただくため、香川県動物愛護管理推進計画に基づき、後ほど担当からご説明があるかと思いますけれども、各種の啓発資材の作成や、犬・猫の譲渡事業の推進など、様々な施策に取り組んでいるところでございます。
　また、香川県と高松市で、共同設置・運営を目指しております動物愛護センター（仮称）につきまして、「人と動物との調和のとれた共生社会づくりを目指した施設」を基本コンセプトとしまして、昨年７月ですが、基本構想を策定したところでございます。

本日は、その基本構想に基づきまして、この度、基本計画の案を作成しましたので、後ほど担当の方からご説明、ご報告の方をさせていただきたいと思います。
本日、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、今後の動物愛護管理行政を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局）
ありがとうございました。
それでは、ここで委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。本日は、１２名の委員のうち１０名のご出席をいただいておりましたが、急遽、お席は１０名ですが、お一人、福家委員様におかれましては、急用ができまして、ご欠席となっております。現在、９名の方のご出席ということでございます。では、僭越ながら、出入口側の方からお席順にお名前をお読みさせていただきます。
中山委員様、保田委員様、尾崎委員様、奥平委員様、森末委員様、香川委員様、荒岡委員様、板坂委員様、鶴岡委員様。
それでは、ただ今から、議事に入ります。当懇談会は、設置要綱第５条によりまして「懇談会は、会長が召集し、主宰する」となっておりますが、今回は開催されまして最初の懇談会ですので、会長が選任されるまで事務局の方で進めさせていただきます。
議題１は、香川県動物愛護推進懇談会の会長選任についてであります。会長選任につきましては、香川県動物愛護推進懇談会設置要綱第４条で「会長は委員の互選によって定める」となっておりますが、いかが取り計らいましょうか。

（奥平委員）
香川県獣医師会の中山委員様にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

（事務局）
委員の皆様、いかがでございましょうか。

《拍手》

（事務局）
ありがとうございました。それでは中山委員様に会長をお願いすることといたします。
中山委員様、会長席の方へご移動をよろしくお願いいたします。
それでは、早速でありますが、会長就任のご挨拶をよろしくお願いいたします。

（中山会長）
ただいま、会長としてご指名をいただきました香川県獣医師会の中山でございます。委員の皆様方に支えていただきながら、会長という重責を担ってまいりたいと思ってございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。また、本日は、委員の皆様方が新たに委嘱されて初めての会合ということでございまして、委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。
さて、この懇談会でございますけれども、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきまして、香川県と高松市におけます動物愛護管理推進に関する施策、あるいは動物愛護推進員の委嘱等に関しまして、必要な協議を行うための懇談会ということでございます。
これまでも、香川県動物愛護管理推進計画の策定にあたりましては、この懇談会の意見等を反映させていただいているところでございます。本日は、この推進計画の平成２７年度の実施状況等についても、皆様方にご協議をしていただくということとしてございます。
また、先ほど野本部長さんのご挨拶にもございましたように、県と高松市が共同で設置・運営を目指しております動物愛護センターにつきまして、これらも公渕森林公園の方での整備と

いうのが、新聞等で報道されてございますけれども、今回、県と高松市で作成されましたセンターの基本計画（案）が、後ほど事務局から報告があるようでございます。整備計画の内容等もお伺いしながら、本日の会を進めてまいりたいと考えてございます。
　今後も委員の皆様をはじめ、事務局の方々のご協力によりまして、この懇談会を円滑に進めてまいりますとともに、有意義な会議にいたしたいと考えてございますので、どうかよろしくご協力のほどお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）
　ありがとうございました。それでは、ここからの議事は中山会長様にお願いしたいと思います。議事進行方どうぞよろしくお願いいたします。

（中山会長）
　それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、まず、会議の進め方につきまして、事務局からご説明があるようすので、よろしくお願いします。

（事務局）
　事務局の方から、この会議の公開、非公開についてご説明をしたいと思います。今回、新しく委嘱させていただきまして初めての懇談会ですので、改めましてご説明します。
　県では「審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして、本日の会議につきましては、個人の情報等に関する議事もないことから、本懇談会は公開ということでよろしくお願いいたします。
　なお、今後、個人の情報等に関する協議を行う場合につきましては、その会議について非公開とする場合がございますので、ご了承いただきたいと思います。
　説明は以上になりますが、ここでお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

（事務局）
　それではまず一枚目「平成２７年度香川県動物愛護推進懇談会次第」、それと「懇談会出席者名簿」。
　続きまして、資料１といたしまして「香川県動物愛護管理推進計画平成２７年度実施状況等」と書かれております冊子が１部。
　資料２は、二つございます。Ａ３版の一枚もの「基本計画（案）概要」と、一冊ものの「香川県・高松市動物愛護センター基本計画（案）」。
　資料３といたしまして「香川県動物愛護推進懇談会設置要綱」。
　その他、パンフレット、計画等を別冊にしておりますので、よろしくお願いいたします。

（中山会長）
　ありがとうございました。それではこの次第に沿いまして、本日の議題の２でございますが、「香川県動物愛護管理推進計画平成２７年度実施状況等」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）
　それでは「動物愛護管理推進計画平成２７年度実施状況等」につきまして説明させていただきます。
　資料１をご覧ください。香川県及び高松市が推進計画に基づきまして、事業実施ということで、毎年度、重点テーマを掲げて各種事業に取り組んでいるところでございます。本年度につきましては、昨年度に引き続きまして「地域における動物愛護管理普及啓発の推進」ということを掲げておりまして、１ページ目の枠の中に記載していますとおり、各種事業を実施しているところでございます。こちらの事業につきまして、概要を順にご説明させていただきます。

まず「みんなで考えよう！動物愛護！」啓発事業でございますが、昨年度は動物愛護啓発用ＤＶＤの作成や、テレビＣＭの作成・放映を行っておりまして、本年度につきましても、テレビＣＭの作成ということで、本年度は２タイプ作成いたしまして、昨年度より期間も延長して放映したところでございます。内容としましては、子どもたちに向けて、動物の飼い主に向けて、また、動物を飼っていない人を含めた県民全体に向けて、ということで作成しております。今回作成しましたＣＭにつきましては、今からスクリーンの方でご覧いただきたいと思いますが、２パターン、各１５秒のＣＭでございます。１つ目として「ペットを飼うなら３つの約束」、２つ目として「犬猫の殺処分をなくすために３つの約束」ということで、合計５１本、９月の１か月間、民放２局で放映したところでございます。それでは、スクリーンの準備をしますのでしばらくお待ちください。

また、このＣＭの趣旨に合わせまして、新聞広告も行っております。こちらもＣＭの後にご覧いただけたらと思います。

まず１本目、「ペットを飼うなら３つの約束」、１５秒のＣＭです。

《１本目ＣＭ上映》

続いて２本目です。

《２本目ＣＭ上映》

１５秒ということで非常に短いですが、もう一度流します。

《１、２本目ＣＭ上映》

続いて新聞広告ということで、９月６日掲載「ペットを飼うなら３つの約束」ということで、「迷子札を付ける、望まないなら増やさない、ルールを守って最後まで飼いましょう」という掲載をさせていただいております。

続きまして、９月１３日掲載「犬猫の殺処分をなくすために３つの約束」ということで、「ペットを捨てない傷つけない、エサをあげるなら最後まで責任を持って飼う、保健所では収容された犬猫の新しい飼い主探しを行っています」という内容で掲載しているところでございます。

最後が９月２０日掲載「ペットは家族の一員です、動物由来感染症に気をつけましょう、ペットを守るために災害に備えましょう」ということで、これらのＣＭや記事を活用しまして、子どもたちに分かりやすいようにということで、県民・市民の皆様に呼びかけを行っているところでございます。スライドありがとうございました。片付けをしますので、しばらくお待ちください。

それでは、資料に戻っていただきまして、２ページをご覧ください。新聞掲載の下側でございますが、高松市では、ホームページ内に動物情報サイトを４月１日から開設しておりまして、迷い犬猫の返還や譲渡の推進、動物愛護の周知啓発、あるいは飼い主のマナー向上ということで、サイト名「わんにゃん高松」ということで開設しております。市民の皆様が、飼い犬猫の情報や保護情報を直接登録できるようなシステムを導入しているということでございます。

続きまして、３ページでございます。「子どもへの動物愛護普及啓発の推進事業」ということで、まず「教育施設等での出前講座の開催」でございますが、こちらの方にお示ししておりますとおり、各保健所が小学校に出向きまして、子どもたちが分かりやすいようにということでカルタやクイズを利用して実施しているところでございます。

続きまして、４ページをお開きください。こちらの方は、「子ども・命を学ぶ教育事業」ということで、先ほどご説明させていただきましたが、「小学校への出前講座」とも関連しますが、児童向けの動物愛護教育資材「みんなで考えよう！動物愛護」ということで、委員の皆様のお手元の方にも本日配布しております。こちらの教育資材につきましては、昨年度作成しま

して、本年度は増刷という形で県内の小学校１２５校、５年生全員に、約5,000部ほど配布したところでございます。また、これと併せて指導者用の資料も配布しております。
　また、その下側ですが、高松市保健所におきましては、自由研究のテーマということで、本県の現状や動物愛護に関する意識向上ということで、小学生を対象に、また保護者の方々も参加していただきながら動物愛護教室を開催しているところでございます。
　続きまして、その下側でございますが、犬猫の譲渡推進事業でございます。まず、譲渡前講習会ということで、各保健所におきましては、犬猫の譲渡希望者に対して、事前に１時間程度の講習を行っております。内容といたしましては、動物愛護管理法、あるいは狂犬病予防法などの法令関係を中心に、正しい飼い方・しつけ方、さらには動物由来感染症等について、最低限知っておいていただきたいルールやマナーなどについて講習を行っているところでございます。
　続きまして、譲渡ボランティアとの連携ということで、現在、香川県、高松市に登録しているボランティア数でございますが、県で１５組、高松市で１２組ということで、各保健所と連携を密にしながら譲渡率の改善にご協力をいただいているところでございます。
　続きまして、５ページでございます。「人とペットの災害対策推進事業」ということで、こちらは昨年度も紹介しておりますが、避難所を設置・運営する場合に参考としていただく資料ということで、こちらの避難所等運営ガイドラインを作成、配布しているところでございます。
　続きまして、６ページをお開きください。「動物愛護施策調査検討事業」でございます。香川県と高松市が共同で設置・運営を目指しております「香川県・高松市動物愛護センター（仮称）」でございますが、こちらの整備に向け、香川県と高松市が協議を進めてまいりました。平成２７年７月には、「香川県・高松市動物愛護センター（仮称）基本構想」を策定いたしまして、その基本構想に基づき、動物愛護センターの計画地や主要機能、施設設備の内容等を明らかにした「基本計画」を本年度中に策定することとしております。こちらにつきましては、基本計画（案）の作成ということで、この後の報告事項のところでご報告させていただきます。
　続きまして「地域猫活動支援モデル事業」でございます。こちらの事業は、本年度からの新規事業ということになります。飼い主のいない猫、いわゆる野良猫対策といたしまして、野良猫に不妊去勢手術を施したうえで、地域の中で適正に管理していただき、一代限りの命を全うさせて将来的に野良猫をなくしていこうという、いわゆる地域猫活動をモデル事業として実施しているところでございます。モデル事業の実施にあたりましては、県は、地域猫活動に取り組む市町に対して不妊去勢手術費用を助成するなど、市町と連携してモデル地域を支援していきたいと考えております。
　続きまして７ページでございます。「所有者明示推進モデル事業」ということで、こちらのモデル事業につきましては、環境省が実施しております「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト（マイクロチップ等所有者明示推進モデル事業）」でございますが、こちらの方に県が参加いたしまして、現在、三豊市高瀬町をモデル地域として事業を実施しているところでございます。事業内容しましては、所有者明示の実施率を向上させるために、飼い主等の意識調査を実施いたしました。その結果をもとに、地域の実情を踏まえた施策を検討するということで、現在実施しているところでございます。平成２６年度の実績としましては、モデル地域の実情を把握するということで、アンケート調査を行いました。4,000世帯に配布しまして、1,400世帯から回答をいただいております。結果としましては、こちらに記載していますとおり、犬の場合、飼っている方のうち所有者明示の実施率は２１．６％、マイクロチップにつきましては３．５％という結果になっております。猫の場合は、所有者明示実施率が８．６％、マイクロチップ装着率は１．２％という結果になっております。このアンケート結果を踏まえ、県内において昨年度３月に検討会を開催し、ご意見をいただいたところでございます。その検討会でのご意見やアンケート調査結果等を踏まえまして、今年度の事業内容を決定して、現在その事業に取り組んでいるということです。平成２７年度は、講演会の開催であるとか、リーフレットの作成。リーフレットにつきましては、Ａ５版ということで、すでにお手元にお配りしております。資料の方では８ページに掲載しております。こちらのリーフレットにつきまし

ては、全国でマイクロチップ推進モデル事業を行っている本県のほか、神奈川県、徳島県、岡崎市並びに環境省と協議をしながら作成しております。今後の予定としましては、このリーフレット等を作成、配布しながら、モデル事業の検証としてアンケートを本年度末を目途に実施する予定にしております。以上が所有者明示推進事業です。

続きまして、９ページでございます。その他の事業ということで時間の関係もございますので紹介のみとさせていただきます。犬猫の適正飼養推進事業ということで、中讃保健所、高松市保健所におきまして、マナーの向上というようなこと、あるいは悩み事相談ということで受けているところでございます。

続きまして、１０ページでございます。動物愛護推進員による活動及び県・高松市の後援事業、また、動物愛護フェスティバル、動物愛護ボランティアによる活動、また市町担当者会については、ご覧のとおり実施したところでございます。

以上が平成２７年度の動物愛護施策実施状況でございます。

続きまして、１２ページをお開き下さい。平成２８年度の実施計画（案）についてご説明させていただきます。平成２８年度の重点テーマとしましては、引き続き、地域との連携ということで、地域における動物愛護管理普及啓発の推進を掲げておりまして、これに加え、今後の動物愛護センターの整備に向けて、来年度以降の大きな課題となることから、「動物愛護管理の拠点づくり」を重点テーマに加え以下の事業を実施していく予定でございます。

各事業につきましては、上から「みんなで考えよう！動物愛護」啓発事業、子どもへの動物愛護普及啓発推進事業、犬猫の譲渡推進事業、人とペットの災害対策推進事業につきましては、本年度から引き続き実施する事業でございます。下側の動物愛護センターの整備事業につきましては、昨年度の動物愛護施策検討事業を発展的に解消しまして、改めて動物愛護センター整備事業として、さらに協議して、早期の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。その下側の地域猫活動支援モデル事業、所有者明示推進事業につきましては、モデル地域の検証等を行うということで継続していきたいと考えております。また、最後の野犬対策事業ということで、犬の殺処分数がワーストということで、他県の事例も参考にしながら、巡回等を徹底するなど、市町あるいは地域住民の方、ボランティア等と連携しながら対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、１３ページ、１４ページでございます。香川県動物愛護管理推進事業の実績ということで、啓発資材の作成や犬猫の引取り数・殺処分数等のデータについて、ご説明したいと思います。まず、１３ページ「普及啓発」ということでございますが、過去５年間で香川県、高松市が作成したポスターやリーフレット等について掲載しております。１４ページにもポスター、リーフレット等についてお示ししているところでございます。

続きまして、１５ページでございますが、ホームページでの啓発ということで、こちらに記載している情報を現在提供しているところでございますが、先ほどのポスターやリーフレットのほか、ＤＶＤやＣＭ等についても閲覧ができるようになっております。

続いてその下側でございますが、県獣医師会主催の動物愛護フェスティバルでの適正飼養講習会及び各保健所における犬猫のしつけ教室等の参加者については、ご覧のとおりとなってございます。

続きまして、１６ページでございます。こちらの方は、犬猫の収容頭数であるとか、返還・譲渡数、殺処分率等について掲載しております。

まず、犬及び猫の引取り数についてでございますが、平成２６年度につきましては、ほぼ横ばい状態ということで、その引取り数の内訳ということで、飼い主からの引取りと飼い主不明の引取りとに大きく分けられますが、大半が飼い主不明の犬猫の引取りということになっております。

続きまして、右側１７ページ、犬猫の譲渡数でございます。平成２６年度につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、譲渡ボランティア制度を創設したことにより、また、ボランティアさんと各保健所との連携によりまして、県・高松市ともに譲渡数が大幅に伸びたところでございます。平成２７年度につきましては、１２月末現在ということではございますが、県

の方ではすでに昨年度（平成２６年度）の数値を上回っている状況でございます。
続きまして、下側の飼い主への返還数でございますが、飼い主がいると思われる犬や猫につきましては、ホームページに掲載したり、飼養期間を延長するなど、できる限り元の飼い主の皆様へ返還ということで努めているところでございます。
続きまして、１８ページでございます。殺処分率の全国平均との比較でございます。ご覧のとおり犬につきましては、譲渡数が増えたとはいえ、収容頭数が多いため殺処分率が高い状態が続いております。
続きまして、１９ページにつきましては、各保健所の苦情件数、それと最後のページ、２０ページでございますが、小学校等への出前講座等、開催回数であるとか受講者数につきましてはご覧のとおりとなっております。
少し長くなりましたが、以上で議題２の説明を終わらせていただきます。

（中山会長）
ありがとうございます。ただいま事務局から「平成２７年度香川県動物愛護管理推進計画実施状況」、さらには平成２８年度の計画（案）ということで、具体的にご説明をいただきました。
非常に幅広い観点から計画の推進に努めていただいているところでございますが、委員の皆様の方から、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いしたらと思います。

（香川委員）
教育関係ですけれども、昨年、複数回全国各地の施設を回ってまいりました。その中でやはり一番が教育活動。これが長期的に効果があるということになっております。今回学校での出前講座ということがありますけれども、これはこちらの部の方からやるのですか、それとも教育委員会との連携がどうなっているのか。最終的には、奈良県のうだ・アニマルパークのように教育委員会の現職の先生が２名、うだ・アニマルパークの方に専任として行って、教育活動を進めていくといったことがやはり望ましいのではないかと思います。現状、教育委員会との連携をお話しいただければと思います。

（事務局）
教育施設への出前講座ということで、東讃保健所、中讃保健所、高松市保健所で行っていますが、もちろん教育機関と連携いたしまして、その次のページの４ページにもありますが、こちらの教育資材を教育委員会の方に配布させていただきながら、小学校等に配布させていただき、連携して小学校等の要望に応じて保健所の方から出前講座ということで周知・啓発を取り入れているところでございます。

（香川委員）
もう１点だけお伺いしますけれども、これは基本的に保健所の方から「こういった様な資料があるので受け入れてくれる学校がどこですか」ということを探すのですか。それとも、例えば、学校の方が「命の教育をしたいので保健所の方が来てください」といったことになるのですか。

（事務局）
こちらに書いております出前講座につきましては、保健所の方からお願いしているということで、もちろん学校の方から要望がありましたら、その都度、適宜対応して、出前講座ということでお伺いすることも可能という体制をとっております。

（香川委員）
ありがとうございました。

（中山会長）
学校からの要請ということがありますけれども、教育委員会の方から獣医師会の方に命の先生ということで、県内、２７年度については１０校ほど先生に行っていただいて、そういった命の大切さとか動物とのふれあいとか、そういった面でのお話をされております。具体的には、今日お見えの保田委員さんの方がお詳しいので、先生、何かコメントがありましたらお願いします。

（保田委員）
毎年、県の教育委員会の方から獣医師会に依頼がありまして、各動物病院の先生にお願いして、命の先生の授業ということで１時間ぐらいの講演を行っております。ただ実際に現場に行って話をしますが、今、現状は各学校の方から依頼があったところにこちらがお伺いしているような形です。実際に行って、生徒さんと講演を通じて質問とか受けたりしますけれども、実際に動物にふれあっているわけではないので、命の本当の大事さというのはあまり伝わってないのではないかと思います。やはり、そういった命の授業をする上では、動物とふれあう時間を持つようなことを今後考えていっていただきたいと思います。実際に動物に触って、命の温かさであるとか、もし万一その飼っている動物が亡くなった時に、悲しさであるとか。そういった命の尊さみたいなものを学んでいけるような場を作っていかないと。向こうの先生方と話す機会もありますが、今の子どもは雑誌とかテレビゲームとかで、人を簡単に殺せたりしてもゲーム機をリセットすればすぐ簡単に生き返ってしまう。動物に対してもそういう感覚でしか思っていないことが多いので、実際にはこういった講演とか出前講座という形も大事だと思いますが、それ以前に、動物にふれあうような場をつくる。一番良いのは、昔は生き物係というのが当番で皆さんやられたと思いますが、今はもう学校に飼育動物がほとんどいないので、やはり普段から動物にふれあえるような学校施設を作っていかないといけないのではないかと思います。学校の中でも色々問題がありまして、アレルギーがある子がいたり、動物が苦手な子がいたり、そういったところで、保護者からの苦情がきたりであるという問題もありますが、一番はやはり学校の先生方があまり前向きでないところですよね。話をしていましても、学校の先生がそういうクレームに対してどう対応していくか、そういうことがもし起きた時に、休みの日であるとか、夏休み、冬休みはどうするのかとか、そういうことしか考えられていないようなので、もう少し前向きに県の教育委員会の方とも一緒になって、こういった事業を推進していかないと、子供たちが命を学ぶ事業というのは、命の大事さというのは、分からないと思います。そういうふうに肌で感じました。

（中山会長）
どうもありがとうございました。突然に指名して申し訳ありません。ほかに２７年度の推進計画の状況等について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いできたらと思いますが。

（香川委員）
情報発信ということで、テレビの１５秒ＣＭと新聞が出ておりますけれども、最近はやはりＳＮＳで手軽にできるというか。しやすいのは facebook かなと思いますが、こちらは県の方でやってないんでしょうか。

（事務局）
今現在は活用はしておりません。

（香川委員）
ありがとうございました。実は私は facebook を長い間やっているんですが、シェアをしますと、こういったような、例えば映像なりを添付することによって、より多くの方に周知することができるだろうと。それと、ＳＮＳというか facebook をなさっている年代層というのが、

割合若いというか、今、社会の中心になる、また、なりつつある方が多いので、２８年度に向けてひとつ動物愛護の facebook があがってもいいのではないかと。個人的な意見です。

（中山会長）
はい、ありがとうございます。何か事務局の方から補足がありましたら。

（事務局）
はい。twitter では、こういった啓発を載せておりますし、you tube でＣＭとＤＶＤの方も視聴できるようにはしております。
また､先生のご意見も踏まえまして､あらゆるＳＮＳを活用させていただきたいと思います。ありがとうございます。

（中山会長）
説明ありがとうございました。香川委員さんよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。
では、私の方から一点よろしいでしょうか。６ページに地域猫活動支援モデル事業というのが掲げられていますが、現在、土庄町の方で参加の意向があるということでございますけれども、今後、実施するにあたって問題点等がございましたらお願いしたらと思いますが、いかがでしょうか。

（事務局）
モデル地域の選定にあたりましては､高松市を除く県内各市町に参加希望調査を行いました。現在、土庄町さんが参加の意向を示していただいているということで、今後、モデル地域の選定であるとか、実施につきましては、県が市町を支援しながら進めていく予定でございます。市町に事前調査を行いましたところ､やはり地域住民の理解を得ることがなかなか難しいとのご意見も多くございました。県としましては、住民の理解を得るために、研修会や地域住民の方々への説明会など、市町からの要望に応じて柔軟に対応していきたいと考えております。

（中山会長）
ありがとうございます。ほかに何かご質問ございませんでしょうか。

（保田委員）
５ページの災害対策推進事業ですけれども､いろいろな防災計画に沿って同行避難ということで、ペットと人間が一緒に避難するというところの場所の設定、避難場所、動物と一緒に入れる施設というのをいろいろ考えられていると思いますが､他の県と話をする機会があって話をしていると､やはりこの同行避難の訓練を学校単位で行っているようなところもありまして。そういったところを今後協議していく予定であると書いてありますが、実際に話を聞くと、動物を連れて一緒に逃げる人は動物のことが大体分かっているので良いんですけれども､当事者というか、その場になると、全く動物と無縁の人と一緒に逃げるわけであって、動物がその避難場所に一緒にいた場合､全く動物が苦手な人とか動物と関わりのない人が動物と一緒に逃げてきた人に対して､いろいろクレームだとか問題が出たりすることの方が多いと聞いております。その辺のところも合わせて、同行避難をする人だけでなく、同行避難をしている人と一般の人と一緒に逃げるようなところまで､しっかり訓練についても考えていただきたいと思います。
もう一つ、このあいだ四国のほかの３県の獣医さんと話をする会があったので、その時にも災害対策の話が出ました。東南海地震が起きるという話がありますが、起きた時に一番被害が出るのが高知と徳島の２県だと言われています。また、愛媛には原発があります。実際にその３県が被害を受けた時、被害がないというのは、多分香川県だけではないかという話になりました。その時に、香川県からボランティアを派遣するであるとか、救助の手伝いに行くとかと

いうことも、「四国は一つ」ということで考えていくのが良いのではないか、という意見が出ました。その辺のところは、今後どのように考えていっていただけるのか、お伺いしたいと思います。

（事務局）
ありがとうございます。先ほどの災害対策、動物対策についてですが、まず１点目については、当然、同行避難する際には、飼っていない方とのトラブルというのが多分一番大きいと思います。それも含めましてこのガイドラインの中では、市町が避難所の設置主体となることが多いとは思いますが、そういったところでルール作りとか、場所選定、スペースの問題と、そういったところも県の方で支援・助言しながら、避難所でのスムーズな動物対策ができるような体制をとりたいとは思っております。
２点目についても、四国で災害が起こった時、香川県が一番被害も少ないと言われるところもあろうかと思います。そういった場合には他県への支援ということで、香川県獣医師会や穴吹動物看護カレッジと協定を結ばせていただいておりますので、そういったところも協議しながら是非支援をしていきたいと思っております。

（中山会長）
よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
東日本大震災からまもなく５年を経過しようということでございます。その時のいろんな教訓と言いますか、そういったことも踏まえながら、今後進めていっていただけたらと思います。
それ以外で、ご質問等ありますでしょうか。
今の災害にも関連しますが、東日本大震災の際にも離れたペット達がなかなか元の所有者に返ってこないということがございます。そういう際にも、所有者明示の重要性が言われたところでございますけれども、本県でも所有者明示推進モデル事業というようなことを２６年度から行われているということでございます。いろいろなアンケートを取られたり、講演会、さらにはリーフレット等ということで実施されているということでございます。環境省ともリンクしながら進められているということでございますが、今後、アンケート調査等をなされて、その後はどのようなことを展開されようとしているのか、もしお分かりになりましたら、ご説明いただければと思います。

（事務局）
本年度末を目途にアンケート集計結果を出す予定にしております。このモデル事業は、全国で１３自治体、現在、同様の事業を行っております。所有者明示の事業につきましては、神奈川県、徳島県、岡崎市、本県の４自治体で実施しております。環境省の方としましては、各自治体からの報告にもとづいて事例集を作成し、それをもとに標準的なガイドラインを作成して、全国展開を図っていこうという予定にしております。県としましても、この３月に環境省により開催されるモデル事業報告会に参加させていただき、情報交換等を行い、ガイドライン作成に携わっていく予定にしております。それを踏まえまして、県内においても所有者明示の推進、マイクロチップ等の装着率向上ということを考えるような啓発についても、全国の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております

（中山会長）
ありがとうございます。所有者明示、マイクロチップの推進というところでございます。
ほかに何かご質問ありますでしょうか。

（保田委員）
犬猫の譲渡推進事業も含めてですが、譲渡ボランティアさんであるとか動物愛護推進員であるとか、いろいろなことをされていると思いますが、動物愛護センターができるまでの間、譲

渡ボランティアさんというのを募集してやっているわけだと思います。譲渡ボランティアの登録数も、ほとんどが団体登録なので、個人で登録されている方は少ないですが、これが実際増えているのか、もしくは逆に減っているのか、その辺のところをお伺いしたい。
あともう一つ、動物愛護推進員の事業でいろいろ講演されていると思いますが、実際にこういったことに参加して私が感じたことは、マナーの向上で、ワンダフルマナーデイで三木町の方に見に行った時は、マナーがきちんとできている動物ばかり来ていて、糞を始末しないとか、ひもを離して散歩しているとか、実際に参加してもらいたいような飼い主さんは参加されていなくて、普段しつけをしっかりしている動物ばかり参加されているので、こういったことよりかは、もうちょっと違った形で検討していってもらいたいと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

（事務局）
譲渡ボランティアの数でございますが、平成２５年９月に制度を創設しまして、創設当時はボランティア登録数が非常に伸びたところでございますが、現在は月に１件もない程度の状況です。高松市も同様な状況にあると思います。
それとイベントの参加ということでございますが、普段参加されないような方ということで、やはり参加される方はマナーの良い方ばかりというような状況もあろうかと思います。その中で、マナーがあまりよろしくないような方々にも参加いただけるような啓発とかイベントを行っていきたいと。また動物を飼っていない方であるとか、あるいは関心のない方々に対しても理解を深めていただけるようなイベントを開催するといったことで啓発してまいりたいと考えております。

（中山会長）
よろしいですか。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。ないようでしたら、議題２についての協議を終了させていただきます。
続きまして、報告事項ということでございます。「香川県・高松市動物愛護センター（仮称）基本計画（案）」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）
それでは報告事項といたしまして、「香川県・高松市動物愛護センター（仮称）基本計画（案）」について、資料のＡ３判の概要を中心にご説明させていただきたいと思います。
まず、昨年２月の懇談会で、「動物愛護センター基本構想（素案）」について委員の皆様方にご意見等をいただいた後、パブリック・コメントを実施して、その結果も踏まえたうえで、昨年７月に基本構想を策定し、委員の皆様にもお知らせしたところであります。その後、共同で整備する高松市と継続的に協議を進め、今回、この基本構想に基づき、お手元にお配りしております「香川県・高松市動物愛護センター（仮称）基本計画（案）」を作成しましたので、その概要をもとにご報告いたします。
まずＡ３判の１枚ものですが、資料の左側上段にありますように、本県では、この懇談会でもご意見をいただき策定しました「香川県動物愛護管理推進計画」の中で、平成３５年度の犬・猫の引取り数を平成１６年度比で７５％減の 1,850 頭に減少させ、また平成２８年度からの「新・せとうち田園都市創造計画」では、犬・猫の譲渡率を平成２６年度の１０．６％から、３２年度に２４．４％とする数値目標を掲げております。
こういった目標も踏まえまして、動物愛護センターの基本コンセプトを「人と動物との調和のとれた共生社会づくりを目指した施設」としており、基本方針である「すべての県民に開かれた施設」として、「命の大切さ」や「思いやり」の心を育む体験学習や、子どもたちを対象にした動物愛護教室、民間のボランティアの方々と協働できるような事業を、また「動物愛護管理に関する普及啓発の拠点となる施設」としては、動物愛護に関する各種イベントや講演会・講習会、犬、猫のしつけ教室などの事業を、さらに「犬や猫の譲渡推進の拠点となる施設」

として、譲渡適性のある犬猫の健康管理などを行い、新たな飼い主への譲渡を進めていくような事業を展開していこうとするものであります。
　このほか、災害時に避難所等へ同行避難した動物に対する支援物資の備蓄や、ボランティア活動の拠点施設としての機能や、動物の感染症に関する調査研究も行う施設として整備することとしております。
　資料２の冊子の基本計画（案）３ページに記載しております計画地といたしましては、香川県公渕森林公園内の正面入り口、第２駐車場に接する西側山林地帯を造成して施設を整備し、駐車場については、同公園第２駐車場を共用することで効率的な土地の活用を図ってまいりたいと考えております。敷地面積は、共用する第２駐車場を含め、全体として約４，７００㎡となります。
　次に動物愛護センターの施設計画ですが、動物愛護センター本棟のうち、事務所・啓発部門では、譲渡犬猫の情報発信やしつけ方の相談、子どもたちが自由に学べる学習コーナー、ボランティアスペースや各種イベントなどを行う約１００人程度収容できる多目的ホールの設置を考えております。
　犬・猫収容部門では、譲渡に適した犬・猫を、健康状態に配慮した適切な管理ができるような犬舎・猫舎を設けるほか、感染症のまん延防止のための検疫室、譲渡を希望する方々とのふれあいルームの設置も考えております。
　また、診療・検査部門として、収容している譲渡犬猫の診療、検査、手術が可能なスペース、動物由来感染症対策の調査研究、災害時動物対策のための備蓄倉庫などの施設設備の設置を考えております。
　また、屋外施設としては、ふれあい広場やドッグランを設置することとしております。
　センター本棟につきましては、環境配慮計画にもありますが、防音・防臭はもちろんのこと、排水処理等の適切な対策や、周囲の景観に配慮した施設として、地元の方々の理解を得ながら整備を進めてまいりたいと考えております。
　なお、今後は、県・高松市の議会での議論も踏まえ、基本計画を策定し、平成２８年度中には基本・実施設計に着手、平成２９年度中に施設の着工、平成３０年度中の開設を目指したいと考えております。
　最後に、動物愛護センターの管理運営につきましては、今後、さらに県・高松市が協議しながら検討してまいりたいと考えております。
　また、香川県獣医師会や動物愛護ボランティアとの協働に努めるとともに、地域の方々との連携も図りながら運営管理してまいりたいと考えております。
　基本計画（案）についてのご報告は以上です。

（中山会長）
　ありがとうございます。動物愛護センター（仮称）基本計画（案）の概要についてご報告いただきました。委員の皆様方で何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

（香川委員）
　一点ご説明いただきたいのですが、屋外施設のうちで、ドッグラン、これは分かります。多分、岐阜のような多く設置されているドッグランだと思います。
　ふれあい広場というのは、具体的に動物とふれあうというイメージなのでしょうか、ただ単に広場というイメージなのか、その辺りをご説明ください。

（中山会長）
　事務局の方でお願いいたします。

（事務局）
　ふれあい広場についてのご質問ですが、ふれあい広場というのは譲渡を目的として収容して

いる犬とのマッチングとか、そういうことで来場者の方とふれあっていただくというような広場になると。そういうことを考えております。

（香川委員）
ありがとうございます。言葉で「ふれあい広場」と言われているので、ヤギのような動物がいるのかなと思ったのですが。先ほど保田委員さんからお話がありましたように、実際の動物とのふれあいというのが、大きなキーワードになるかなと思います。今後の計画の中で、例えば犬猫にふれあうにしても対極的な問題がございます。そういった意味合いでは、見るだけの形でも結構ですので、例えばヤギクラスの複数の動物を見ることによって、動物愛護の心を子どもたちに広げていくということも、ご配慮できるものであればしていただきたいなと思っております。これは要望でございます。

（中山会長）
ありがとうございます。ほかに委員の中からご質問等ございませんでしょうか。今日初めて指名された方もいらっしゃいますので、なかなか急には無理かもわかりませんけれども。

（保田委員）
先ほど、香川委員さんからもお話しがありましたけれども、実際にこの施設ができた時に、例えば学校の教育の場として使えるような施設があるのか。例えば、学校教育の一環として動物とふれあう授業をここでするような設備とか施設があるのか。
もう一つは、例えば学校の遠足などでこちらの施設を見学して訪れて、公園の中ですので、お弁当を食べてということで動物とふれあったりするようなことができるのかどうか。その辺の施設のことをお伺いしたいと思います。

（中山会長）
はい。事務局の方、よろしくお願いします。

（事務局）
そういう教育関係、子どもさんが来られた時も、そこで収容している譲渡を目的とした犬や猫、そういうものとふれあっていただく。それから、先ほど、ふれあい広場では犬等のふれあいということもありますけれども、しつけ教室だとかも考えております。多目的ホール等も使って、犬猫とのふれあいということも考えております。

（中山会長）
よろしいでございますか。はい、ありがとうございます。ほかの委員さんで何かご質問ございませんでしょうか。

（尾崎委員）
簡単な質問なのですが、この施設ができた時には、当然ですが、災害が起きた時に避難施設としても使われるということなんですね。

（事務局）
災害時対策ということになると思いますが、ここは避難動物に対する物的・人的支援ということで、こちらで被害が起きた時にはおそらく県外から飼料だとか医薬品だとかケージや檻が送られてくることになるそうです。センターを使ってそういった物資を備蓄して、必要な所に持って行ったり、センターの職員が飼育に行ったりということを考えておりまして、ここで避難動物を、というのは検討はしていないと。今は物的・人的支援と動物対策の普及啓発。ガイドラインに沿った普及啓発をしていこうと考えております。

（尾崎委員）
　ありがとうございました。

（中山会長）
　はい、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

（奥平委員）
　各委員さんの方からいろいろとご質問等ありましたが、高松市としても愛護センター基本計画等につきまして関わっておりますので、少し一言。
　各委員さんのご意見、最初の動物愛護推進計画の委員さんからのご助言なり、ご要望なり、ご質問なりを全てここの動物愛護センターの方へどんどん集約していくような形で入れていくというような形、それを実現するためにこういう施設を造っていこうというふうには考えております。
　ただ、施設ができたからといってそれでＯＫというわけではありません。やはりこの施設をどのように活用するか、どういうふうな形で運営するかというようなこと。先ほど申しましたように災害時の拠点ですとか、ふれあいをどうするのかとか、教育環境をどうするのかというようなことになるかと思いますけれども、これらについては、今後、香川県、また関わっております高松市、そういうところと共同して、できるだけ皆さんが良いような形で使えるように、運用の時にどうやって行っていくのかというのは、十分協議して進めていきたいと考えております。

（中山会長）
　ありがとうございます。奥平委員さんから心強いご意見をいただきました。ありがとうございます。
　まだまだご意見もあろうかと思いますけれども、この動物愛護センターに関わる報告事項につきましては、これで終了とさせていただければと思います。
　これを持ちまして、本日の懇談会の議事につきましては、終了させていただければと思います。ありがとうございました。

（事務局）
　長時間にわたり、議事進行どうもありがとうございました。これを持ちまして、香川県動物愛護推進懇談会を終了いたします。皆様どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

以　上